



一般社団法人 木材産業退職金共済会

退職金共済事業に関する規程

変更	昭和51年	9月	1日	労働省収基第331号認可
変更	昭和56年	10月	1日	労働省収基第651号認可
変更	昭和62年	9月	4日	労働省収基第942号認可
変更	平成3年	9月	10日	労働省収労第394号認可
変更	平成6年	9月	30日	労働省収労第604号認可
変更	平成8年	9月	5日	労働省収労第494号認可
変更	平成11年	9月	21日	労働省収労第570号認可
変更	平成15年	7月	24日	厚生労働省発基第0724001号認可
変更	平成25年	4月	1日	

目 次

第一章 総 則

- 第 1 条 目 的
- 第 2 条 定 義
- 第 3 条 被共済者の受益

第二章 契約の成立

- 第 4 条 契約の締結
- 第 5 条 契約の事務委託
- 第 6 条 掛 金
- 第 7 条 契約の申込
- 第 8 条 契約の成立

第三章 掛金の納付

- 第 9 条 掛金の納付
- 第 10 条 納付期限の延長
- 第 11 条 割 増 金

第四章 退職金又は死亡退職金の給付

- 第 12 条 退職金の給付
- 第 13 条 死亡退職金の給付
- 第 14 条 遺族の範囲及び順位
- 第 15 条 欠 格
- 第 16 条 未成年者の独立請求
- 第 17 条 退職金等の減額
- 第 18 条 退職金等の減額の申出
- 第 19 条 時 効
- 第 20 条 期間計算の特例
- 第 21 条 退職金等の支給手続等

第五章 契約の解除

- 第22条 契約の解除
- 第23条 契約解除の手続
- 第24条 解約手当金

第六章 掛金月額の変更

- 第25条 掛金月額の変更
- 第26条 掛金月額変更の手続

第七章 管 理

- 第27条 退職金共済の事務
- 第28条 不当な差別的取扱の禁止
- 第29条 特定預金
- 第30条 書類の備付及び閲覧
- 第31条 退職金共済審査会

第八章 雑 則

- 第32条 報 告
- 第33条 退職金共済契約加入証の保管提示
- 第34条 譲渡等の禁止
- 第35条 給付金額の端数処理
- 第36条 退職金又は解約手当金等の返還
- 第37条 財政計算
- 第38条 規程の変更及び廃止

第九章 附 則

第一章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人木材産業退職金共済会（以下「共済会」という）に加入する製材及び木材業者の相互扶助の精神に基づきその従業員に対して実施する退職金共済制度の内容及びその業務の方法について定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2. この規程で「退職金共済契約」とは、事業主が掛金を負担し、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより、退職金を支給することを約する契約をいう。

3. この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4. この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、その者の退職により当該給付の対象となる者をいう。

5. この規程で「反社会勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものを含む。）暴力団準備構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

(被共済者の受益)

第 3 条 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。

第二章 契約の成立等

(契約の締結)

第 4 条 共済会に加入する製材業及び木材業の事業主並びにその関係団体(以下「事業主」という。)でなければ退職金共済契約(以下「共済契約」という。)を締結することができない。

2. 事業主は、次の各号に掲げる者を除きすべての従業員について共済契約を締結するようにしなければならない。

(1) 期間を定めて雇用される者

(2) 季節的業務に雇用される者

(3) 試用期間中の者

(4) 常時勤務に服することを要しない者

(5) 現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である者

(6) 共済契約者たる個人及びこれと生計を一にする親族である者

(7) 共済契約者たる法人の役員(使用人兼役員は除く。)である者

(契約の事務委託)

第 5 条 共済契約に関する次の各号に掲げる業務のうち第 1 号から第 3 号までに掲

げるものについては金融機関又は保険会社に、第4号に掲げるものについては一般社団法人全国木材組合連合会加盟団体（以下「全木連加盟団体」という。）にそれぞれ事務委託出来るものとする。

- (1) 共済契約申込書の受理及び申込金の収納
 - (2) 掛金の収納
 - (3) 退職金、死亡退職金及び解約手当金の支給
 - (4) その他共済契約に関する事務的な諸手続
- (掛 金)

第6条 共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

2. 前項の掛金は、共済契約である事業主が全額を負担しなければならない。
3. 掛金月額は、最低2,000円として被共済者1人につき1,000円単位で30,000円まで選択加入できるものとする。
4. 共済契約に基づき掛金として払込まれた金額(その運用による利益を含む。)は共済契約者である事業主に返還しない。

(契約の申込)

第7条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意思に反して行ってはならない。

2. 共済契約の申込は、被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、掛金月額相当額の申込金を添えてしなければならない。
3. 申込金は、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

(契約の成立)

第8条 共済契約は、共済会がその申込を承諾したとき、その申込の日の属する月の翌月の1日に成立するものとし、その日から効力を生ずる。

2. 共済会は、共済契約の成立後、遅滞なく、共済契約者に退職金共済契約加入証を交付するものとする。
3. 共済契約の申込の承諾の通知は、退職金共済契約加入証の交付をもってこれに代えるものとする。
4. 共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。
5. 共済会は、共済契約の申込を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

第三章 掛金の納付

(掛金の納付)

第9条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき毎月分の掛金を

当該月の前月末日までに共済会に納付しなければならない。

(納付期限の延長)

第10条 共済会は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

(割増金)

第11条 納付期限後に掛金を納付する共済契約者は、掛金の額につき年10.95%の割合で、納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額を割増金として納付しなければならない。

第四章 退職金又は死亡退職金の給付

(退職金の給付)

第12条 共済会は、被共済者が退職したときは、退職金を支給する。

2. 退職金の額は、次の各号により計算して得た額の合計額とする。

ただし、当初の共済契約の掛金納付期間が2年未満のときは、当該共済契約に基づく退職金は支給しない。また、掛金を増額した場合は、当初の共済契約の掛金納付期間が2年以上の場合は、増加掛金の納付期間にかかわらず、増額部分の当該共済契約に基づく退職金を支給する。

(1) 当初の共済契約の掛金納付期間に応じて、別表I-1に定める金額に当初の掛金額を1,000で除した数を乗じた額。

(2) 共済契約の掛金を増額した場合は、それぞれの増加掛金納付期間に応じて別表I-2に定める金額に増加掛金額を1,000で除して得た数を乗じた額。

(死亡退職金の給付)

第13条 共済会は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に前条に定める退職金と死亡時掛金月額に10を乗じて得た額の合計額を支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第14条 前条の規定により死亡退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号にかか
ける者とする。

(1) 配偶者(届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2. 死亡退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び

第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3. 前項の規定により死亡退職金を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、死亡退職金は、その人数によって等分して支給する。

(欠 格)

第15条 故意の犯罪行為により被共済者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず死亡退職金を受けることができない。被共済者の死亡前にその者の死亡によって、死亡退職金を受けるべき者を故意の犯罪行為によって死亡させた者についても同様とする。

(未成年者の独立請求)

第16条 未成年者である被共済者は、独立して当該共済契約に係る退職金を請求できる。

(退職金等の減額)

第17条 共済会は、被共済者がその責に帰すべき次の各号の一に該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合においては、退職金又は死亡退職金(以下「退職金等」という。)の額を減額して支給することができる。

(1) 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し、又職場規律を著しく乱したとき

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したとき

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し、又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があつたとき

2. 前項の規定による退職金等の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、共済会は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。

3. 第1項の退職金等の減額の事由及び前項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(退職金等の減額の申出)

第18条 共済契約者は、前条第1項の申出をするときは、次に掲げる事項を記載した退職金等の減額申出書を共済会に提出しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名又は名称及び住所

(2) 被共済者の氏名

(3) 減額の理由となる退職事由

(4) 減額すべき額

2. 共済会は、前条第1項の規定により退職金等の減額を行ったときは、その内容を

共済契約者に通知する。

(時効)

第19条 退職金等の支給を受ける権利は5年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は2年間行わないときは時効によって消滅する。

2. 死亡退職金の支給を受ける権利を有する遺族が、先順位又は同順位者の生死又は住所が不明であるために死亡退職金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるようになってから6ヶ月以内は、当該権利の消滅時効は完成しないものとする。

(期間計算の特例)

第20条 退職金等の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行なわれた場合は、郵送に要した日数はその期間に算入しない。

(退職金等の支給手続等)

第21条 共済契約者は、被共済者が退職したときは、遅滞なく、被共済者退職届を全木連加盟団体を通じ共済会に提出しなければならない。

2. 退職金等を請求しようとする者は、全木連加盟団体を通じ共済会に請求書を提出しなければならない。

3. 共済会は、退職金等を支給しようとするときは、退職金等の支払いを行う指定金融機関を明らかにした支払通知書を退職金等の請求者に送付するものとする。

4. 共済会は、退職金等を支給した場合、第2項の全木連加盟団体を通じ共済契約者に支払済通知書を送付するものとする。

5. 共済会は、第17条第1項の規定により退職金等の額の減額を行ったときは、前2項の支払通知書にその内容を記載しなければならない。

第五章 共済契約の解除

(共済契約の解除)

第22条 共済会又は共済契約者は、第2項又は第3項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することはできない。

2. 共済会は、次の各号に掲げる場合には、その共済契約者にかかる共済契約を解除するものとする。

(1) 共済契約者が3ヶ月以上掛金の納付を怠ったとき(ただし、第10条の規定により掛金の納付期限を延長した場合を除く。)

(2) 共済契約者が定款第8条の規定に基づき本会を脱退したとき

(3) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会勢力に
関与していることが認められるとき。

3. 共済会は、次の各号に掲げる場合には、その共済契約者にかかる共済契約を解除

することができる。

(1) 被共済者全員の同意を得たとき

(2) 掛金の納入を継続することが著しく困難であると共済会が認めたとき

4. 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、その被共済者にかかる共済契約を解除するものとする。

(1) 被共済者が第4条第2項第5号から第7号までの規定に該当するものとなったとき

(2) 被共済者又はその遺族が偽りその他不正の行為によって退職金等又は解約手当金の支給を受け、又は受けようとしたとき

(3) 契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、及び反社会的勢力に
関与していることが認められるとき。

5. 共済契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じる。

6. 第2項第1号のただし書に係る第10条のやむを得ない事由及び第3項第2号の
認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手續)

第23条 共済会は、共済契約を解除しようとするときは、解除の理由を付して、その旨を共済契約者に通知するものとする。

2. 共済契約者は、前条第3項第1号の規定により共済契約を解除しようとするときは、被共済者の同意のあったことを証する書類を添え、その旨を共済会に通知しなければならない。

3. 共済契約者は、前条第3項第2号の規定により共済契約を解除しようとするときは、同号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添え、その旨を共済会に申出をしなければならない。

4. 共済会は、前項の申出が前条第3項第2号に該当すると認められたときは、遅滞なく、その旨を共済契約者に通知するものとする。

5. 第8条第4項の規定は、共済契約の解除について準用する。

(解約手当金)

第24条 共済契約が解除されたときは、共済会は、被共済者に解約手当金を支給する。

2. 解約手当金の額は、第12条に規定する退職金と同額とする。

3. 第22条第4項第2号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず解約手当金は支給しない。

4. 共済会は、第2項の規定にかかわらず特別の事情がある場合は、解約手当金の額を減額して支給する。

5. 共済会は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

6. 第19条及び第21条第2項から第5項までの規定は、解約手当金について準用する。

第六章 掛金月額の変更

(掛金月額の変更)

第25条 共済会は、共済契約者から掛金月額の増額の申込があったときは、これを認めるものとする。この場合において、掛金の増額は1,000円単位とし、増額後の掛金月額は30,000円を限度とする。

2. 共済会は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、第22条第3項各号に掲げる場合であって、かつ、退職金共済審査会の議を経たものに限りこれを認めるものとする。

(掛金月額変更の手続)

第26条 共済契約者は、前条の掛金月額の変更の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した掛金月額変更申込書に退職金共済契約加入証を添付し、これを全木連加盟団体を通じ共済会に提出しなければならない。

2. 共済会は、掛金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく、共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明かにした退職金共済契約加入証を交付し、かつ従前の退職金共済契約加入証に掛金月額の変更があった旨を記載し、これを返還しなければならない。

3. 共済会は、掛金月額の減少の申込を拒絶したときは、遅滞なく、その旨を共済契約者に通知しなければならない。

4. 第8条第1項、第3項及び第4項の規定は、掛金月額の変更について準用する。

第七章 管 理

(退職金共済の事務)

第27条 退職金共済事業に関する事務は、共済会事務局において取扱う。

(不当な差別的取扱の禁止)

第28条 共済会は、退職金共済契約に関し共済契約者に対し不当な差別的取扱をしてはならない。事業主は、退職金共済契約に関し従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

(特定預金)

第29条 共済会は、掛金として払込まれた金額(その運用による利益を含む。)から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は、被共済者を被保険者とする生命保険料(所得税法施行規則に定めるもの。)として運用するものとする。

2. 前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることはできない。

(書類の備付及び閲覧)

第30条 共済会は、退職金共済事業に関する事業計画・収支予算・収支決算・貸借対照表・財産目録・事業報告書を事務所に備え付けて置き共済契約者がその書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(退職金共済審査会)

第31条 共済会に、退職金共済審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2. 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
3. 審査会の委員は、事業主・従業員から各4名、共済会事務局から1名及び学識経験者から2名を共済会会長が委嘱し、委員長は委員の互選による。

第八章 雑 則

(報 告)

第32条 共済会は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2. 共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を、遅滞なく、共済会に届け出なければならない。
3. 共済契約者は、第22条第4項第2号に該当する事実が発生したとき、遅滞なく、その旨を共済会に通知しなければならない。

(退職金共済契約加入証の保管提示)

第33条 退職金共済契約加入証は、被共済者たる従業員を雇用する共済契約者たる事業主が保管するものとする。

2. 共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金共済契約加入証を提示しなければならない。
3. 共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済契約加入証を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。
4. 共済契約者は、退職金共済契約加入証を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは盗難、火災等により退職金共済契約加入証を失ったときは、遅滞なく、その旨を共済会に届け出なければならない。
5. 共済会は、前項の届出を受けたときは、遅滞なく、新退職金共済契約加入証を交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第34条 退職金等及び解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(給付金額の端数処理)

第35条 この規程による給付金額の計算において円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して円位にとどめるものとする。

(退職金等又は解約手当金の返還)

第36条 偽りその他不正の行為により退職金等又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、共済会は、その者から当該退職金等又は解約手当金を返還させるものとする。

この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、その者に対し、支給を受けた者と連帯して退職金等又は解約手当金を返還させるものとする。

(財政計算)

第37条 本共済事業における収支の財政計算は、適正な数理に基づいて行う。

2. 掛金、退職金等及び解約手当金の額は、少なくとも3年目ごとに加入者の状況、退職金の支給状況、資産の運用収入等の推移を基礎として再検討し、必要があれば変更を行う。

(規程の変更及び廃止)

第38条 この規程の変更及び廃止については、総会の議を経なければならない。

2. 本共済事業の計算の基礎となった諸予定率に著しい変動が生じ、退職金共済事業の健全な運営に影響を与える場合は、掛金額を増額改定するものとする。

第九章 附 則

第1条 この規程は、昭和48年4月19日から施行する。

第2条 昭和51年労働省収基第331号により認可を受けた改正(以下この条において「この改正」という。)は、昭和51年10月1日から施行する。

2. 昭和51年9月30日以前に加入した被共済者に係る掛金月額は、この改正による改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第3条 この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

2. 昭和51年9月30日以前に加入した被共済者に係る掛金月額は、この改正による改正後の第6条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3. 昭和51年9月30日以前に加入した被共済者に係る昭和56年10月1日以後の掛金月額の変更(増額後の掛金月額を16,000円とする場合に限る。)については、この改正による改正後の第25条の規定にかかわらず、500円を単位として増額することができる。

4. 昭和51年9月30日以前に加入した被共済者の退職金の額については、この改正による改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この改正規程は、昭和62年10月1日から実施する。

第5条 この改正規程は、平成3年10月1日から実施する。

第 6 条 この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から一部改正実施する。

第 7 条 この規程は、平成 8 年 10 月 1 日から一部改正実施する。上限掛金を 30,000 円とする。

第 8 条 この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から一部改正実施する。

第 9 条 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から一部改正実施する。

(改正に伴う経過措置)

第 10 条 平成 15 年 10 月 1 日付で退職金の額を改正したことに伴い、当該退職金額変更日前に加入の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2. 退職金の支給に関する経過措置

退職金の額は、第四章第 12 条の規定にかかわらず、次により算出した額とする。

(1) 第 1 回退職金額変更日(平成 6 年 10 月 1 日)前に加入の被共済者の退職金の額は、次に算出した e とする。

a. 加入月から第 1 回退職金額変更日前日の属する月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 V-1 と別表 V-2 に定める額。

b. 前 a で算出した額に第 1 回退職金額変更日から第 2 回退職金額変更日(平成 8 年 10 月 1 日)の前日までの加入期間に応じて年 5% で付利した額と第 1 回退職金額変更日から第 2 回退職金額変更日の前日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 IV-2 に定める額の合計金額。

c. 前 b で算出した額に第 2 回退職金額変更日から第 3 回退職金額変更日(平成 11 年 10 月 1 日)の前日までの加入期間に応じて年 3% で付利した額と第 2 回退職金額変更日から第 3 回退職金額変更日の前日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 III-2 に定める額の合計金額。

d. 前 c で算出した額に第 3 回退職金額変更日から第 4 回退職金額変更日(平成 15 年 10 月 1 日)の前日までの加入期間に応じて年 2% で付利した額と第 3 回退職金額変更日から第 4 回退職金額変更日の前日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 II-2 に定める額の合計金額。

e. 前 d で算出した額に第 4 回退職金額変更日から退職月までの加入期間に応じて年 1.5% で付利した額と第 4 回退職金額変更日から退職月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 I-2 に定める額の合計金額。

(2) 第 1 回退職金額変更日以降第 2 回退職金額変更日までに加入の被共済者の退職金の額は、次に算出した d とする。

a. 加入月から第 2 回退職金額変更日前日の属する月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表 IV-1 と別表 IV-2 に定める額。

b. 前 a で算出した額に第 2 回退職金額変更日から第 3 回退職金額変更日の前日までの加入期間に応じて年 3% で付利した額と第 2 回退職金額変更日から第

3回退職金額変更日の前日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅲ－2に定める額の合計金額。

c. 前bで算出した額に第3回退職金額変更日から第4回退職金額変更日の前日までの加入期間に応じて年2%で付利した額と第3回退職金額変更日から第4回退職金額変更日の前日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅱ－2に定める額の合計金額。

d. 前cで算出した額に第4回退職金額変更日から退職月までの加入期間に応じて年1.5%で付利した額と第4回退職金額変更日から退職月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅰ－2に定める額の合計金額。

(3) 第2回退職金額変更日以降第3回退職金額変更日までに入加入の被共済者の退職金の額は、次に算出したcとする。

a. 加入月から第3回退職金額変更日前日の属する月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅲ－1と別表Ⅲ－2に定める額。

b. 前aで算出した額に第3回退職金額変更日から第4回退職金額変更日までの加入期間に応じて年2%で付利した額と第3回退職金額変更日から第4回退職金額変更日までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅱ－2に定める額の合計金額。

c. 前bで算出した額に第4回退職金額変更日から退職月までの加入期間に応じて年1.5%で付利した額と第4回退職金額変更日から退職月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅰ－2に定める額の合計金額。

(4) 第3回退職金額変更日以降第4回退職金額変更日までに入加入の被共済者の退職金の額は、次に算出したbとする。

a. 加入月から第4回退職金額変更日前日の属する月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅱ－1と別表Ⅱ－2に定める額。

b. 前aで算出した額に第4回退職金額変更日から退職月までの加入期間に応じて年1.5%で付利した額と第4回退職金額変更日から退職月までの各加入口数の掛金の納付期間に応じて別表Ⅰ－2に定める額の合計金額。

第11条 この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」に基づく、一般社団法人の設立の登記の日から実施する。

第12条 第2条（定義）及び第22条（契約の解除）の変更規定は、平成25年4月1日から実施する。

別表については、次のとおりとする。

（別表Ⅰ－1）新退職金額表〔平成15年10月1日改正・新規加入部分〕

- (別表Ⅰ－２) 新退職金額表〔平成15年10月1日改正・増額部分〕
- (別表Ⅱ－１) 旧規程上、別表Ⅰ－１ (再々改正後)
- (別表Ⅱ－２) 旧規程上、別表Ⅰ－２ (再々改正後) (増額部分)
- (別表Ⅲ－１) 旧規程上、別表Ⅱ－１ (再改正後)
- (別表Ⅲ－２) 旧規程上、別表Ⅱ－２ (再改正後) (増額部分)
- (別表Ⅳ－１) 旧規程上、別表Ⅲ－１ (改正後)
- (別表Ⅳ－２) 旧規程上、別表Ⅲ－２ (改正後) (増額部分)
- (別表Ⅴ－１) 旧規程上、別表Ⅳ－１
- (別表Ⅴ－２) 旧規程上、別表Ⅳ－２ (増額部分)